

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
10001	神戸市、日本真珠輸出組合（共同提案）	保税制度活用による真珠等の国際取引の活性化	神戸は真珠加工の世界的な中心地であり、国産あこや真珠をはじめ、外国産の南洋真珠も多くは神戸で加工された後に世界の市場へ向けて輸出されている。かつては原料珠の仕入・製品の販売ともに神戸で行われていたが、消費税導入以降の通関手続の煩雑化等に伴い、現在では取引の中心は香港に移っている。輸出入通関や保税制度にかかる一連の手続きを簡素化し、フリーポートである香港と同等の取引空間を特区によって創出することで、事業者やバイヤーの負担を軽減するとともに、香港に流れた取引の場を再び神戸に呼び戻す。 あわせて国内外の消費者に向けて「真珠のまちKOBÉ」を発信し、需要喚起を図る。 また、真珠以外の宝飾品等についても同様の取り扱いを可能にすることで、国際展示会等の誘致を図っていく。	外国産原料珠仕入れのための入札会を年に数回実施するにあたり、輸入に際してかかる消費税を主催者が立て替える負担をなくすため、保税展示場制度を活用して保税状態で入札会を実施している。 保税展示場は、本来、博覧会や見本市等を想定した制度であり、国や自治体等の公的機関が主催または後援するなど申請の要件が厳格であることから、申請できる者が限られる。 また申請手続きも複雑で許可までに1～3か月を要することから、入札会主催者にとって申請上の負担が大きくなっている。	(保税蔵置場の許可) 関税法第42条 (保税展示場の許可) 関税法第62条の2 (博覧会等の指定) 関税法施行令第51条の2 (博覧会等の指定) 関税法施行規則第5条	原料珠仕入れ入札会にかかる保税展示場の申請に関しては、手続きの簡素化を図るため公的機関の後援を不要とする。 また、保税蔵置場の許可を受けている場所でも入札会の開催が可能となるよう、保税展示場と同様に外国貨物の展示・使用を認める。	財務省	外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物）は、関税法上、保税地域（保税蔵置場、保税展示場等）以外に置くことができません。これは、輸入許可前又は輸出許可後の貨物のすり替え等のリスク抑制によって、薬物等の社会悪物品の日本国内への流入の防止、関税のほ脱防止、不正輸出の防止等を目的としています。 このように保税制度は適正な輸出入手続を確保し、秩序ある貿易を維持するために必要不可欠な制度となっています。 ① 保税展示場については、関税法62条の2の規定により、国内外の政府機関や地方公共団体が開催する博覧会、見本市等において、外国貨物に関税を課さないままで、展示したり、使用したりすることができる場所として、より一層のセキュリティの確保が求められます。そのため、公的機関自体が実施する場合は、公益性があり、法令遵守のもと、より高いレベルのセキュリティが確保されているものとして、保税展示場の設置を認めています。 他方、公的機関以外の者が実施する場合には、公的機関である地方公共団体等の後援を得ることによって、公益性があること、また、その者が法令を遵守して高いレベルのセキュリティを確保することを担保されているものとして、保税展示場の設置を認めているものです。 よって、保税展示場の申請に際して、公的機関からの後援を不要とするは困難と考えます。 ② 保税蔵置場は、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置を主な目的としており、保税展示場とは異なり、外国貨物の使用は認められません。ただし、注文取集めのため、外国貨物の見本の展示については、現在においても、予め税関長の許可を受けた上で行うことはできますので、入札会の開催は可能です。	保税展示場の申請手続きについては、包括承認の取り扱いによる簡素化・効率化など運用について引き続きご指導を賜りたい。	財務省	博覧会等の開催者が、博覧会等を反復して開催するための会場施設について保税展示場としての許可申請を行う場合には、博覧会等の開催の計画又はその見込みを勘案して必要と認める一定の期間（1年以内）につき、便宜、包括して許可することとしております。  その保税展示場の申請に際しては、 ・保税展示場許可申請書 ・博覧会等の規模及び内容等に関する資料 ・許可を受けようとする場所の図面等の書類を提出して頂くこととなります。
10002	神戸市、日本真珠輸出組合（共同提案）	保税制度活用による真珠等の国際取引の活性化	神戸は真珠加工の世界的な中心地であり、国産あこや真珠をはじめ、外国産の南洋真珠も多くは神戸で加工された後に世界の市場へ向けて輸出されている。かつては原料珠の仕入・製品の販売ともに神戸で行われていたが、消費税導入以降の通関手続の煩雑化等に伴い、現在では取引の中心は香港に移っている。輸出入通関や保税制度にかかる一連の手続きを簡素化し、フリーポートである香港と同等の取引空間を特区によって創出することで、事業者やバイヤーの負担を軽減するとともに、香港に流れた取引の場を再び神戸に呼び戻す。 あわせて国内外の消費者に向けて「真珠のまちKOBÉ」を発信し、需要喚起を図る。 また、真珠以外の宝飾品等についても同様の取り扱いを可能にすることで、国際展示会等の誘致を図っていく。	加工後真珠製品の展示販売会において、海外バイヤーに消費税免税で販売するため、出展者側で輸出申告の申請を行い、輸出許可を得た後にバイヤーに引き渡している。 出来る限り迅速に輸出許可を得るため、現状では出展者スタッフが製品を税関に持参してマニュアル申告を行っているが、税関へ出向いての申告及び保税地域への搬入に時間を要しており、限られた展示会の会期中に限られた人員で多くのバイヤーに対応したい出展者にとって、商機を逸する要因となっている。	(税関職員の派出) 関税法第35条 (申請に基づく税関職員の派出) 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)第4章第1節35-2(1) (輸出申告又は輸入申告の手続) 関税法第67条の2	展示会会期中、会場内での輸出申告を実現するため、会場への税関職員の派出を可能とする。 また、輸出許可を受けるにあたり、保税地域への搬入を不要とする。	財務省	輸出者が、事務室等にパソコンを置いて輸出入港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して輸出申告を行うことで、輸出者自身が税関に赴くことなく輸出申告をすることができます。 なお、NACCSを利用した輸出申告については、輸出者が通関業者に通関手続の代理を依頼することによっても行うことができます。 また、輸出しようとする貨物については、不正輸出の防止等のセキュリティ確保の観点から、輸出の許可を受けるために保税地域に入れる必要があります。 なお、輸出者が、関税法第67条の3第1項第1号の規定による税関長の承認を受けて、同項の規定による輸出申告を行う場合は、貨物を保税地域に搬入することなく輸出の許可を受けることができます。	輸出申告から検査・許可に至る一連の手続きが展示会場内でスピーディに完結できるよう、NACCSシステムの会場内への設置や真珠事業者へのシステム導入サポート等についてご協力をお願いしたい。	財務省	真珠製品の輸出手続の具体的な流れも踏まえつつ、展示場内での輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の利用や真珠事業者によるNACCS導入に必要な手続等について、NACCSの運営主体である輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCSセンター)と連携して、丁寧に説明などを行ってまいります。